

## 株式会社スターリーナイトカンパニーに対する共通義務確認訴訟に関するQ&A

Q 1 : KC' s が提起した「共通義務確認訴訟」とはどのようなものですか。

A 1 : 「共通義務確認訴訟」とは、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、多数の消費者に生じた消費者被害を集団的に回復するための特別な訴訟手続です。

この訴訟手続は以下のように二段階で構成されており、第一段階目の手続となります。

### ①第一段階の手続（共通義務確認訴訟）

「特定適格消費者団体」が相当多数の消費者と事業者との間に請求権が存在することを確認する共通義務確認訴訟を提起。

共通義務確認訴訟で共通義務が確認された場合に第二段階に進む。

### ②第二段階の手続（個別の消費者の債権確定手続～簡易確定手続）

「特定適格消費者団体」が個別の消費者に通知・公告し、個別の消費者から授權を受け（個別の消費者がこの手続に加入）、個別の消費者の債権を確定する手続を行う。

Q 2 : 損害を被った消費者ではなく、KC' s が、原告として、訴訟を提起したのは何故ですか。

A 2 : 共通義務確認訴訟で原告となることができるのは、法律上、「特定適格消費者団体」のみに限定され、個別の消費者が原告として訴訟を提起することは想定されていません。当団体は、内閣総理大臣から「特定適格消費者団体」の認定を受けておりますので、この度、原告として共通義務確認訴訟を提起しました。

Q 3 : 今回の訴訟では、具体的に、どのような消費者被害について、共通義務の確認を求めているのですか。

A 3 : 今回の訴訟では、被告の株式会社スターリーナイトカンパニーが2021年12月17日及び同年12月19日のイベント（ランタンを夜空に飛ばし、その景色を眺めるという大規模イベント）の開催を企画して参加のチケットを多数の消費者に販売したのですが、同社は、天候不良などを理由に一方的にイベント中止しました。ところが、同社は、このイベントに参加申込みをした消費者に対して中止に伴う参加代金（チケット代金）の返金を一切拒否しているため、チケットを購入した消費者に対してチケット代金等の返金義務を負うことの確認を求めています。

Q 4 : イベントが中止されたことによって被害を被った消費者は、今後、どのような形で訴訟に参加していくのですか。

A 4 : 当団体が提起した共通義務確認訴訟で被告の株式会社スターリーナイトカンパ

ニーの支払義務を確認する判決をする、あるいは、被告会社が支払義務を認める内容の和解が獲得できた場合、第二段階の手続に進み、当団体が個別の消費者に対して通知・公告をして授権を受け（消費者がこの手続に参加し、当団体に対し、個別の消費者の債権の確定を行う手続についての権限を授権することです。）、個別の消費者の債権を確定する第二段階の手続（簡易確定手続）を申し立てます。

以上のように、損害を被った個別の消費者の皆様は、第二段階の訴訟提起前に、当団体に授権することで第二段階の訴訟に参加していただくことになります。

Q 5 : 消費者にとって、個別に被告に対して返金を求める訴訟を提起するよりも、この手続きにのっとなって第二段階の手続参加（加入）する方が弁護士費用を低廉に抑えることができますか。

A 5 : 一概には言えませんが、多数の消費者で費用を分担することが可能となりますので、消費者が個別に訴訟を提起するよりも一般的には弁護士費用を低廉に抑えることができることが期待できます。

Q 6 : イベントのチケットを購入した全ての消費者が対象となるのですか。

A 6 : 本訴訟では株式会社スターリーナイトカンパニーが中止した2021年12月17日及び19日のイベントについて申込みをし、チケット代金を支払った人のみが対象になります。ですので、この2日以外の日に参加者でイベント中止による返金が受けられていない消費者は対象外になります。

Q 7 : 訴訟において株式会社スターリーナイトカンパニーの義務が認められたとしても、同社から支払を受けることが可能な状況なのでしょうか。

A 7 : 現時点は、株式会社スターリーナイトカンパニーの資産状況や支払能力は不明であり、実際に支払等を受け、被害回復が実現できるかどうかは、確定的なことは言えません。この点に関しては、「第二段階の手続」開始時に、判明している限りの情報を告知させていただく予定です。

Q 8 : 個別の消費者が、現時点において、準備しておくべきことはありますか。

A 8 : 株式会社スターリーナイトカンパニーが中止した2021年12月17日及び同年12月19日のイベントのチケット代金を支払った人は、チケット代金を支払ったことの証拠となる書類・帳票・電子記録等を保管しておいてください。第二段階で必要になる可能性があります。

Q 9 : 「第二段階の手続」が開始されるのはいつ頃のことですか。また、それを知ることとはできますか。

A 9 : 今回提起した第一段階の共通義務確認訴訟の結果が出てからです。訴訟の経緯

や「第二段階の手続」を開始する場合には、このWebサイトで改めてお知らせします。事前に、当団体まで下記「情報入力フォーム」にて氏名・住所等の連絡先と契約・支払額等を連絡していただければ、メールで参加申込みのご案内を差し上げます。

情報入力フォーム：<http://www.kc-s.or.jp/accept.html>

現時点で本件訴訟についてお答えできるのは以上のとおりとなります。

新しくお知らせすることができましたら、追加で掲載する予定です。

どうしても、ご質問されたい方は、上述の「情報入力フォーム」からご質問ください。

ただし、回答できないご質問があること及び回答までにはお時間がかかる場合もございますので、予めご承知おきください。

また、共通義務確認訴訟の進捗状況等につきましては、訴訟代理人が対応しておりますので、当団体事務局では回答できかねますので、当団体へのお電話等のご連絡はご遠慮ください。